

開会の宣言

事務局 只今から令和7年9月の定例総会を開催いたします。出席委員は、12名中11名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は、7番寺光正博委員と、8番山本一彦委員にお願いします。会議書記は事務局職員の仲野さんにお願いします。次回の会議について日程説明。

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、4件でございます。「議案第1号、通り番1から4を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

■通り番1番・2番

4番委員 通り番1と2を続けて説明します。

まず通り番1ですが、譲渡人の■■■■■さんと譲受人の■■■■■さんは夫婦です。■■■■■さんが耕作管理できないということでの生前贈与です。

続いて通り番2ですが、現在は譲渡人の■■■■■さんの農地を譲受人の■■■■■さんの父である■■■■■さんが耕作をしております。そろそろ事業承継を考えていることから、今回は■■■■■さん名義で買い受けるものです。

2件とも関係書類も揃っており、特に問題もありません

4番委員	のでご審議よろしくお願ひします。
議長	議案第1号の通り番1と2について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議長	無いようでございますので、続きまして通り番3について、地元委員の説明及び意見をお願いします。
3番委員	<p>■通り番3</p> <p>通り番3について説明します。</p> <p>譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんは親戚関係です。■■さんは遠方に住まわれており、高齢となっていましたが後継者がいないため、甥である■■さんに生前贈与するものです。現在、申請地は株式会社■■が耕作しており、名義が変わった後も引き続き耕作することです。関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	議案第1号の通り番3について、事務局からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議長	無いようでございますので、続きまして通り番4について、地元委員の説明及び意見をお願いします。
8番委員	<p>■通り番4</p> <p>通り番4について説明します。</p> <p>譲渡人の■■■■さんと■■■■さんが耕作管理できないということで、■■■■さんが譲り受けるものです。</p> <p>申請地は、高速道路のインター出入口から山手の方に上り、高速道路の高架を挟んで上下に位置し、耕作管理については吉仲さんが所属する■■営農組合で行うことです。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくお願ひします。</p>

議長	議案第1号の通り番4について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議長	無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、全て原案通り可決してよろしいですか。
全員	異議なし
議長	全員異議なしとのことですので、議案第1号は、全て原案通り可決いたします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について	
議長	続いて、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、1件でございます。 「議案第2号、通り番1を、議案書をもとに朗読」
議長	議案第2号について事務局の朗読と説明が終わりました。通り番1につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
4番委員	<p>■通り番1</p> <p>通り番1について説明します。</p> <p>申請地は、先月の議案にあがっておりました申請者、■■■さんのお宅を建てる土地の横で、家を建てるための用土置場としての一時転用です。</p> <p>家を建てた後は速やかに農地に戻すということで確認しております。</p>

4番委員	関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	議案第2号の通り番1について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議長	無いようでございますので、議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、全て原案通り可決してよろしいですか。
全員	異議なし
議長	異議なしとのことで、議案第2号は、全て原案通り可決し県に進達いたします。
議案第3号	
農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について	
議長	続いて、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、1件でございます。 「議案第3号、通り番1を、議案書をもとに朗読」
議長	議案第3号について事務局の朗読と説明が終わりました。通り番1につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
■通り番1	
9番委員	通り番1について説明します。 申請地は、三毛門小学校から山側に400m先の三楽の村中にあります。現在は譲渡人である■■■■さんが、花き

9番委員	果樹を植えておりますが、■■さん自身も高齢で管理も難しくなってきたことから、譲受人の■■■■さんに自己住宅用地として売り渡すものです。 関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	議案第3号の通り番1について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議長	無いようでございますので、議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、全て原案通り可決してよろしいですか。
全員	異議なし
議長	異議なしとのことで、議案第3号は、全て原案通り可決し県に進達いたします。
議案第4号 非農地証明交付申請の承認について	
議長	続いて、議案第4号 非農地証明交付申請の承認について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の非農地証明交付申請の承認は、4件でございます。 「議案第4号、通り番1から4を議案書をもとに朗読」
議長	議案第4号について事務局の朗読が終わりました。通り番1につきまして、地元委員から説明をお願いします。
■通り番1	
事務局	5番 川崎委員が欠席のため事務局から通り番1について説明します。 申請地は天地山公園第2駐車場の北側です。以前は樹園地として利用されていたようですが、天地山公園ができる前に利用されなくなり、そのまま山林化し20年以上経過しております。

事務局	農地としての復旧も不可能であると思われますので、ご審議よろしくお願ひします。
議長	議案第4号の通り番1について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議長	無いようでございますので、続きまして通り番2について、地元委員の説明及び意見をお願いします。
3番委員	<p>■通り番2</p> <p>通り番2について説明します。</p> <p>申請地は岸井の元タイヤ館があった場所の東側です。申請地は、元より機械の出入口がなく農地としての利用が難しいところで20年以上経過しており、農地としての復旧も不可能だと思われますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>議案第2号の通り番2について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p> <p>無いようでございますので、続きまして通り番3について、地元委員の説明及び意見をお願いします。</p>
11番委員	<p>■通り番3、4</p> <p>通り番3と4を続けて説明します。</p> <p>まず、通り番3ですが、申請地は東吉木の集会所から西側に行った先の家の庭の一部です。20年以上前に農業用倉庫が建てられており、農地としての利用が不可能な状態です。</p> <p>次に通り番4ですが、申請地は西吉木の集会所の一灯式信号から手前100mを東に入った所です。</p> <p>一筆は宅地に家が建築された当初から塀が建てられており、そもそも農地として利用されていたことが確認できません。</p> <p>もう一筆は、その宅地の奥に手作りの階段を下りた先にあり、機械等の進入路もなく隣接地からの進入もできない袋小路の土地で、20年以上前から農地としての利用がなされておりません。</p>

11番委員	2件とも今後も農地としての利用は不可能な状態だと思われますので、ご審議よろしくお願ひします。
議長	議案第4号の通り番3と4について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議長	無いようでございますので、議案第4号の非農地証明交付申請の承認については、全て原案通り可決してよろしいですか。
全員	異議なし
議長	全員異議なしとのことですので、議案第4号は原案通り可決いたします。
議案第5号 農地利用集積等促進計画案に関する意見について (所有権移転)	
議長	議案第5号 農地利用集積等促進計画案に関する意見について(所有権移転)ですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。 いかがでしょうか。
議長	何かございませんか。無いようでございますので議案第5号の農地利用集積等促進計画案に関する意見について(所有権移転)、原案通り承認してよろしいですか。
全員	異議なし
議長	異議なしとのことですので、議案第5号については、原案通り承認することといたします。

閉会の宣言

10時25分閉会を宣言する。